

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 23 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

資産経営課

監査結果公表日 令和 2 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 9 号）

措置結果通知日 令和 2 年 10 月 12 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) インターネットによる公有財産売却（自動車）における入札において、予定価格が一律 10,000 円となっていた。</p> <p>個々の車両により、車種、年式及び走行距離等の条件が異なることから、現状の予定価格の設定方法は適正とはいえないため、奈良市契約規則第 10 条第 3 項の規定に基づき、適正に予定価格を設定されたい。</p> <p>(2) 北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置において、入札を実施するにあたり予定価格調書を作成せずに予定価格を設定していた。また、市長決裁を経ずに予定価格を事前公表していた。</p> <p>入札を実施する場合は、奈良市契約規則第 10 条の規定に基づき予定価格調書を作成した上で、予定価格を設定されたい。また、予定価格は原則非公表であり、自動販売機の設置は事前公表できる入札には該当しない。例外的に事前公表する場合は、同条にある「その他市長が定める契約の入札」の規定に基づき、適正に事務手続を行われたい。</p>	<p>(1) インターネットによる公有財産売却（自動車）の際には、出品物の状態を把握している自動車所管課が、当該車両の状態等に応じて予定価格を設定し、その予定価格を用いて入札を実施するよう改めました。</p> <p>(2) 自動販売機の設置を目的とした入札をする際には、予定価格調書を作成するよう改めました。</p> <p>また、予定価格については、事前公表することで事業参入を行う際の収益面での判断が行いやすくなり、より多くの応札を見込むことができることから、予定価格を事前公表した上で入札方法を郵便入札とする方針決定の市長決裁を経て、入札を実施するよう改めました。</p>